

# 委託契約書

収入印紙添付欄(抜粋)

請取額の適用	
100万円以下	20円
200万円以下	40円
300万円以下	1千円
500万円以下	2千円
1千万円以下	1万円
5千万円以下	2万円
1億円以下	6万円
5億円以下	10万円
10億円以下	20万円

※金額は消費税を含まず

- 1 契約(委託)名 照明設備維持サービス業務委託
- 2 履行場所 済生会横浜市南部病院 病院棟(病棟、外来、検査)、MR棟、管理棟他
- 3 契約期間 契約締結日～平成 35(2023)年 10 月 31 日

4 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥								

税込総額

うち取引に係る消費税及び地方消費税。なお、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。

- 非課税
- 不課税
- 免税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥						

- 5 契約区分  確定契約  概算契約
- 6 部分払  しない  する ( 60 回 )
- 7 契約金額の内訳表(部分払の基準表)

業務内容	履行年	数量	単位	税抜単価(円)	税抜金額(円)
・初期投資額(LED 化初期費用)	5年間	60	月		
・照明設備維持サービス料			月		
消費税及び地方消費税					
税込合計 (4契約金額と一致)					

- 8 支払期日 毎月末日までに発生した債務の支払いは、翌々月末日に行うものとする。ただし、適法な支払請求書を甲が翌月5日までに受理した場合に限る。
- 9 支払請求書 請求者欄は、契約書の受託者(乙)欄と同一の名義人の記載と同一の押印がしてあること。ただし、受託者(乙)欄と異なる名義人による請求の場合は、代理権を確認できる書類を添付すること。また、請求金額の小数点以下は切り捨てとする。
- 10 支払方法 乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 11 振込手数料 乙の負担とする。
- 12 契約保証金  免除                       円
- 13 特約条項  なし  あり(本契約約款に優先するものとする)

上記の委託について、委託者(甲)と受託者(乙)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の契約約款の条項(特約条項がある場合、それを含む。)、照明設備維持サービス業務に関する契約細目、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会法令遵守規程、個人情報保護に関する特記事項、秘密保持に関する特記事項、災害時等の緊急対応に関する特記事項、仕様書(設計書等を含む。)によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者(甲) 住 所 横浜市港南区港南台三丁目2番10号  
 商号又は名称 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院  
 代表者職氏名 院長 今田 敏夫 印

受託者(乙) 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 印

# 委託契約約款

## (総則)

第 1 条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。)し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手続きについては、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行われなければならない。

## (済生会法令遵守規程の遵守)

第 1 条の 2 乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人恩賜財団済生会法令遵守規程(別掲)を理解し、誠実に業務を遂行する。

## (内訳書及び工程表)

第 2 条 乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 乙は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないときと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

## (着手届出)

第 3 条 乙は、この契約締結後 7 日以内に契約履行着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要でないときと認めるときは、省略することができる。

## (権利義務の譲渡等の制限)

第 4 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第 11 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 32 条第 4 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (著作権の譲渡等)

第 5 条 乙は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 乙は、第 1 項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、次条第 1 項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに甲に通知しなければならない。

## (特許権等の使用)

第 7 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

## (特許権等の発明等)

第 8 条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

## (現場責任者等)

第 9 条 乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後 7 日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

## (履行の報告)

第 10 条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

## (材料の品質、検査等)

第 11 条 乙は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において甲の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に、これに応じなければならない。

## (支給材料及び貸与品)

第 12 条 甲から乙に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

様式 2-2(契約事務規程第 5・6 条)

- 2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、乙は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借入書を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙から第 2 項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前 3 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に適当でないとき、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定を準用する。
- 10 乙は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。
- 11 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

**(病院施設の使用等)**

- 第 12 条の 2 甲は、乙が委託業務を遂行する上で必要な病院施設の使用を許諾し、それに伴う諸費用の負担については、甲、乙で協議の上、決定するものとする。
- 2 乙は、確保された病院施設を使用するに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 委託業務の完了や契約の解除等によって病院施設を使用する必要があるなくなった場合においては、当該病院施設が乙が所有し、又は管理する委託業務に関連する物件(下請負人が所有し、又は管理するものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該病院施設を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は病院施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、病院施設の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第 3 項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

**(設計図書に不適合な場合の措置等)**

- 第 13 条 乙は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、甲が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。
- 2 甲は、前項の不適合が甲の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(条件変更等)**

- 第 14 条 乙は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。
  - 3 甲は、前項の規定による調査に際して、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後 14 日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、甲は、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(設計図書の変更)**

- 第 15 条 甲は、前条第 4 項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(代替方法等の提案)**

- 第 16 条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。
  - 3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

**(契約の履行の一時中止)**

- 第 17 条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
  - 3 甲は、前 2 項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙が契約の履行の履行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(履行期間の延長)**

- 第 18 条 乙は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。
  - 3 甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

**(履行期間の短縮等)**

- 第 19 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
  - 3 前 2 項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

**(履行期間の変更の方法)**

- 第 20 条 第 12 条第 7 項(同条第 9 項後段において準用する場合を含む。)、第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 項、第 15 条、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。
- 2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

**(契約代金額等の変更の方法)**

- 第 21 条 第 12 条第 7 項(同条第 9 項後段において準用する場合を含む。)、第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 項、第 15 条、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2

項又は第 19 条第 3 項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 第 12 条第 7 項(同条第 9 項後段において準用する場合を含む。)、第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 項、第 15 条、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 3 項、第 23 条第 4 項、第 24 条ただし書又は第 30 条第 3 項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

#### (物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第 22 条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前 2 項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

#### (臨機の措置)

第 23 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

#### (一般的損害)

第 24 条 契約の履行について生じた損害(次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。

#### (第三者に及ぼした損害)

第 25 条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

3 前 2 項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

#### (契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 26 条 甲は、第 12 条第 7 項(同条第 9 項後段において準用する場合を含む。)、第 13 条第 2 項、第 14 条第 5 項、第 15 条、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 19 条第 3 項、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項、第 23 条第 4 項、第 24 条又は第 30 条第 3 項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

#### (中間検査)

第 27 条 乙は、契約の履行に関し、甲が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に立会いの上、甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

3 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

#### (完了検査)

第 28 条 乙は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、乙の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

3 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

#### (契約代金の支払)

第 29 条 乙は、前条第 2 項(同条第 3 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、甲に契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は前項の規定による請求を受けたときは、別途定める期間内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第 29 条の 2 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (完了検査前の使用)

第 30 条 甲は、第 28 条第 2 項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

第 31 条 乙は、別に定めるところにより、前金払の支払を甲に請求することができる。

#### (部分払及び部分検査)

第 32 条 乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して 10 日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

6 乙は、第 4 項の規定による検査に合格したときは、甲に部分払を請求することができる。この場合においては、第 29 条第 2 項の規定を準用するものとする。

#### (部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第 33 条 乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が契約の履行の

続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(かし担保)**

第 34 条 甲は、契約の履行の目的物かかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4 甲は、契約の履行の目的物が第 1 項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前 2 項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損の事実を知った日から 6 箇月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 第 1 項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

**(履行遅延の場合における損害金等)**

第 35 条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相应する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年利 8.25% を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとす。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第 29 条又は第 32 条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年利 8.25% を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

**(談合等不正行為に対する措置)**

第 35 条の 2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 2 項の事業者団体(以下「乙等」という。)が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、乙等が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第 1 項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

**(甲の解除権)**

第 36 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 第 9 条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第 38 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額(履行済部分があるときは、相応する金額を控除した額)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 36 条の 2 甲は、この契約に関して、乙が第 35 条の 2 第 1 項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第 36 条の 3 甲は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本条において、「条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。

(3) 乙が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 乙が、この契約に関して、第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 3 号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第 1 項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、契約代金額(履行済部分があるときは、相応する金額を控除した額)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して甲に支払わなければならない。

第 37 条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第 36 条第 1 項、第 36 条の 2 及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(乙の解除権)**

第 38 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 15 条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が 3 分の 2 以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第 17 条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の 10 分の 5(履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

**(解除に伴う措置)**

第 39 条 甲は、前 5 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の場合において、第 31 条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第 32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却

た前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相当する契約代金額から控除する。この場合において、乙は、支払済みの前払金におお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を甲に返還しなければならない。

(1) 解除が第 36 条、第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定に基づくときは、当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年利 8.25% を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が前 2 条の規定に基づくときは、当該余剰額

3 乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第 1 項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除になった場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前 2 項の材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第 3 項前段又は第 4 項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第 36 条、第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定に基づくとき、甲が定める。

(2) 解除が前 2 条の規定に基づくとき、乙が甲の意見を聴いて定める。

8 第 3 項後段、第 4 項後段及び第 5 項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

第 40 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第 18 条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 乙は、前項の被害により、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、甲と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第 18 条の規定により、甲に履行期間延長の請求を行うものとする。

#### (争訟の提起)

第 41 条 この契約に関する争訟の提起、申立等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### (補則)

第 42 条 この約款に定めのない事項については、社会福祉法人恩賜財団済生会経理規程の定めるところによるほか、必要に応じて(災害時等の緊急対応を含む。)、甲乙協議して定める。また、この約款と仕様書(設計書、契約細目等を含む)との整合性に疑義を生じた場合は、甲乙誠実に協議するものとする。

## 照明設備維持サービス業務に関する契約細目

委託者(以下、「甲」という。)と受託者(以下、「乙」という。)とは、乙が提供する LED 照明器具についての照明設備維持サービス業務に関する契約細目(以下、「本細目」という。)を定めるものとする。

なお、契約約款の条項と本細目の条項とが、競合する場合は、本細目が優先するものとする。

#### (器具の賃貸)

第 1 条 乙は、甲に対し、別添記載の LED 照明器具(以下、「本器具」という。)を別添記載の場所(以下、「本件設置場所」という。))に設置して甲に貸し渡し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の設置に要する費用は、乙の負担とする。

#### (メンテナンス)

第 2 条 乙は、本件器具が正常に作動するよう契約期間中、乙又は乙の指定する業者により、1 年に 1 回、本件器具の保守点検を実施する。

2 本件器具の不具合が生じ、甲がその旨を乙に通知した場合には、乙は、乙又は乙の指定する業者により、不具合の状況を確認のうえ、本件器具が正常に作動するよう故障修理(器具・部品の交換を含む。)を実施する。

3 本件器具の保守点検及び故障修理(以下、総称して「メンテナンス」という。)の実施は、乙又は乙の指定する業者に限られるものとし、甲は自ら本件器具を分解したり、第三者にメンテナンスを依頼したりしてはならない。

#### (照明設備維持サービス業務委託)

第 3 条 本件器具の賃貸及びメンテナンス(以下、これらを総称して「照明設備維持サービス業務」という。)の対価(以下、「照明設備維持サービス業務委託費」という。))は、「初期投資額(LED 化初期費用)」と「照明設備維持サービス料」で構成されており、甲は、乙に対し、定められた金額(月額払い)を支払う。

2 甲は乙に対し、毎月末日までに発生した債務(照明設備維持サービス業務委託費)を、翌々月の末日に支払うものとする。ただし、適法な支払請求書を甲が翌月 5 日までに受理した場合に限る。

3 以下に該当する場合は、甲は、「照明設備維持サービス業務委託費」の他に乙の請求に基づいて、追加費用を負担するものとする。

(1) 甲の要求により、通常のメンテナンス基準を超えて行ったメンテナンスに伴う費用

(2) 甲の指示により、所定の営業時間外に行うこととなったメンテナンスに伴う費用

(3) 乙の指示に従わない使用方法又は甲の故意又は過失により生じた本件器具の不具合に係るメンテナンスに伴う費用

(4) その他通常のメンテナンスの範囲を超えており、甲の負担とすべき合理的理由が認められると乙が判断する事由に属する作業に伴う費用

#### (照度の基準)

第 4 条 本件照明設備維持サービス業務における照度は、JIS 照度基準の 70% 以上とする。

#### (本件器具の保管)

第 5 条 甲は、乙から賃借した本件器具を善良なる管理者の注意をもって使用し、保管する。

2 甲は、事前の乙の承諾なく、本件の設置場所を変更しないものとし、また、本件器具を第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供してはならない。

3 甲は、本件器具について、理由を問わず本件の造作に手を加えてはならない。

#### (運用期間)

第 6 条 本契約の運用期間は、平成 30 年 11 月 1 日から平成 35 年 10 月 31 日までの 5 年間とし、この運用期間が、第 3 条に規定する照明設備維持サービス業務委託費の支払対象期間となる。

#### (契約期間)

第 7 条 本契約の契約期間は、契約締結日から平成 35 年 10 月 31 日までとする。ただし、契約締結日から運用開始日まで、本委託業務の準備期間とし、第 3 条に規定する照明設備維持サービス業務委託費の支払対象期間とならない。

#### (無償譲渡)

第 8 条 本契約の期間満了後、平成 35 年 11 月 1 日において、甲は乙から賃借している本件器具の無償譲渡を受けることができる。



**(契約期間の延長)**

第9条 無償譲渡後の5年間まで、引き続き、別途、定める照明設備維持サービス料を支払うことにより、契約を延長することができる。

**(期間内解約)**

第10条 甲は、建物の取壊し、建替えなどの理由により、本件設置場所にて本件器具を使用することが不可能となる場合及び解体などによって消滅する場合は、残りの契約期間の債務を支払うことで本契約を中途解約することができる。

## 個人情報保護に関する特記事項

**(個人情報を取り扱う際の基本的事項)**

第1条 本院(以下「委託者」という。)が、この契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号:以下「法律」という。)その他個人情報の保護に関する法令、関係省庁等の作成した個人情報保護に関するガイドライン、本院が制定した個人情報保護方針(平成23年1月31日改訂)及び個人情報保護規程(平成29年11月1日改訂:以下「保護規程」という。)の趣旨を尊重するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

**(定義)**

第2条 本特記事項中、「個人情報」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法律第2条に規定するもの。
- (2) 保護規程第2条に規定するもの。

**(適正な管理)**

第3条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

**(従事者の監督)**

第4条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

**(収集の制限)**

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

**(目的外利用の禁止等)**

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

**(複写、複製の禁止)**

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない

**(再委託の禁止等)**

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再委託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

**(資料等の返還)**

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

**(報告、資料の提出等)**

第10条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

**(事故発生時等における報告)**

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

**(契約の解除及び損害の賠償)**

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

**(残存義務)**

第13条 本「個人情報保護に関する特記事項」に基づく義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても残存するものとする。

## 秘密保持に関する特記事項

本院(以下「委託者」という。)又は受託者から相手方に示される特定情報につき、次のとおり秘密保持に関する特記事項(以下「本特記事項」という。)を定めるものとする。

**(定義)**

第1条 本特記事項において「特定情報」とは、委託者及び受託者が相手方に対し本業務のため、文章その他の方法で提供した、本業務に関する資料及び情報のすべて(本契約の履行の目的物を含む。)をいう。ただし、以下のものはこれに含まれない。

- (1) 公知となったもの。
- (2) 相手方から開示を受けたとき、すでに自ら保有していたもの。
- (3) のちに第三者から適法に入手したもの。

**(秘密保持)**

第2条 委託者及び受託者は、秘密保持に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報の保持・取扱いに厳重な注意を払い、相手方の事前承諾なしには、これを第三者に開示しない。
- (2) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報を、相手方の事前承諾なしには、本業務以外の目的に使用しない。
- (3) 委託者及び受託者は、その従業員が、相手方から提供された特定情報を、厳重な注意をもって保持・取扱い、第三者に開示せず、また本業務以外の目的に使用せぬよう適切な措置を講ずる。
- (4) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報のうち文書によるものについては、本業務の終了後、相手方の要請あれば、これをすみやかに相手方に返還する。
- (5) 本条 1 項の規定に関わらず、受託者は、本業務に必要な範囲内で委託者から提供された特定情報を、受託者の子会社、下請業者等(以下「関係会社」という)に開示することが出来る。ただし、受託者は、関係会社に対し、受託者がこの特記事項で負う義務と同等の義務を負わせなくてはならない。

**(有効期限)**

第 3 条 本特記事項は、締結日より 10 年間効力を有する。

**(協 議)**

第 4 条 本特記事項に関する疑義及び本特記事項に定めのない事項については、委託者、受託者双方は、誠意をもって協議のうえ解決する。

## 災害時等の緊急対応に関する特記事項

**(災害時等の緊急参集)**

第 1 条 横浜市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合、または、火災・自然災害等の非常災害が発生した場合は、済生会横浜市南部病院に緊急参集し、災害時の業務が継続できるように努めなければならない。

2 緊急参集時は、病院管理者の指示に従って、業務に従事しなければならない。

別掲

## 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会法令遵守規程

平成 22 年 5 月 27 日制定

**(目的)**

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「**本会**」という。)における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本会の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

**(定義)**

第 2 条 この規程において「**法令等**」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)並びに本会の定款、諸規程(細則、要領を含む。)及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「**法令遵守**」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「**役職員等**」とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者をいう。

4 この規程において「**本会の業務活動**」とは、本会定款に規定する業務活動をいう。

**(役職員等の責務)**

第 3 条 役職員等は、本会の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが本会の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、本会の業務活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

**(法令遵守責任者等)**

第 4 条 本会に、法令遵守責任者を置く。

2 法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、本会全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

3 事務局、支部、施設及び実施事業(以下「**施設等**」という。)毎に副法令遵守責任者を置く。

4 副法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

**(法令等の遵守)**

第 5 条 役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等本会の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、本会の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

**(職場環境の整備)**

第 6 条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

**(利益相反)**

第 7 条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

**附則**

**(施行期日)**

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。